

開催日：令和 7 年 12 月 22 日

会議名：令和 7 年 12 月定例会（第 4 日 12 月 22 日）

○井上弘美 障害者雇用について質問します。10 月の総務常任委員会での決算審査の過程において、本市の法定雇用率が未達成であることが分かりました。初めに、障害者雇用制度と行政と民間の違いを説明してください。

○総務部長（榎本弘志） 制度につきましては、障害者の雇用の促進等に関する法律により、障害者の職業の安定を図ることを目的として、法定雇用率を設定して障害者の雇用を保障するものであります。

民間企業との違いにつきましては、法定雇用率が民間企業では、令和 7 年 6 月現在 2.5%であるのに対し、地方自治体では 2.8%となっております。また、民間企業では、法定雇用率の未達成の企業から徴収した納付金を基に、達成企業に調整金等を支給する障害者雇用納付金制度がございますが、行政では法定雇用率未達成の場合には、障害者採用計画を策定することが義務づけられております。

○井上弘美 未達成の場合、民間には言わば罰則とも言える納付金の義務があり、行政にはありません。行政は達成して当然であり、民間企業の模範となるべきだからです。

では、未達成となった要因を教えてください。また、市長部局、上下水道局、教育委員会、市立豊中病院ごとの障害者雇用率、足りていない障害者雇用数を教えてください。あわせて、雇用されている障害者のうち、会計年度任用職員が占める割合を教えてください。

○総務部長（榎本弘志） 障害者雇用率未達成の理由といたしまして、障害のある職員の急な退職や障害者手帳返納等による減少、採用辞退、さらには、職員総数の増大により、雇用率算定時の母数に大きな増加があったことなどが挙げられます。

令和 7 年 6 月の障害者雇用率と雇用率達成のために最低限必要とされる障害者雇用数は、市長部局では 2.68%で 3 人、市立豊中病院では 1.8%で 8 人、教育委員会では 3.22%で、既に達成、上下水道局では 4.07%で既に達成しております。雇用されている障害者のうち、会計年度任用職員が占める割合は、約 40%となっております。

○井上弘美 市長部局で 3 人、病院で 8 人足りていないことが分かりました。平成 25 年 12 月定例会において、本市の障害者雇用率の算定基準に適切でない処理があり、法定雇用率を下回る結果と結果的になり、当時の副市長答弁では、配置に関わります職域の設定や環境整備、人員配置など、責任を持って対応してまいりますと表明され

ています。これ以降、障害者雇用率が市全体で下回ったこと、また、市全体では達成できていたが、任命権者ごとでは達成できなかったことはあったのか、答弁を求めます。

○総務部長（榎本弘志） 市では、職員採用などを市長部局で一体的に行うなど、人的関係が密接であることから、障害者の雇用の促進等に関する法律第42条に基づき、任命権者の枠を超え、市全体で雇用率制度を適用する特例認定を令和元年から受けております。

特例認定前の平成26年から平成30年までの間は、各任命権者において法定雇用率を下回ったことはございません。特例認定を受けた令和元年以降、令和6年までは、市全体で法定雇用率を達成できなかったことはございませんが、単独では、令和元年から令和5年において、教育委員会と市立豊中病院が法定雇用率を下回ったことがございます。

○井上弘美 全体としては達成できていたが、教育委員会と市立豊中病院が単独で率を下回ったことがあるということです。早急な達成を求めますが、市の考え方と取組についてお聞かせください。また、任命権者ごとに責任を持つものであると考えます。達成できていない市長部局、市立豊中病院についてそれぞれご説明ください。

○総務部長（榎本弘志） 令和8年に法定雇用率を達成すべく、本年9月に常勤職員、会計年度任用職員、チャレンジ雇用の職員採用試験を実施し、5人の障害者を令和7年12月1日付で採用しました。さらに、令和8年4月1日採用に向け、会計年度任用職員、チャレンジ雇用の職員採用試験を現在実施しているところでございます。

採用に当たり、市立豊中病院では、ハローワークと連携して、障害者向けの求人に応募してこられた方に直接アプローチし、業務内容の説明を行うなどの取組を始めているところでございます。また、市としてさらなる障害者の職域開拓に向けて庁内の業務の洗出しを行うなど、環境整備に向けても取り組んでいるところでございます。

障害者雇用は、職域開拓や職場環境づくりも含め、それぞれの任命権者が主体的に取り組むべきものと認識しておりますが、事務職員などの採用を市長部局で一体的に行っていることなどから、各任命権者と十分連携し、令和8年の法定雇用率達成に向けて一丸となって取組を進めてまいりたいと考えております。

○井上弘美 答弁、承知しました。意見とします。障害者の法定雇用率は、法で定められる最低限の取組です。数字の達成のために、急に採用を増やそうとしても容易ではありません。いま一度、各職場において全ての人が働きやすく、日々、同僚として助け合う風土が醸成されているか、考えていただきたいと思います。除外率が大きく

揺らぐなど、諸事情はあったようですが、そもそも法定雇用率ぎりぎりの雇用しかできていないことが、このような事態を招いたのではないのでしょうか。

本市が法の基準を達成できていないことを重く受け止め、早急に状況の打開を求めるとともに、数値のみにとらわれず、ハード・ソフトともに、バリアフリーな職場づくりを推進する契機としていただくことを求め、この質問を終わります。

今年、第四中学校夜間学級は設置 50 周年を迎え、先月、その記念行事が生徒の皆さんの学びを発表する形で、手作りのぬくもりとともに盛大に行われました。夜間中学は、戦争や差別、貧困により、学校へ通えなかった人の学びの灯としての歴史があります。国の政策では、1960 年代には廃止に向かって勧告が出されたものの、粘り強い廃止反対運動を経て、近年は設置推進に方向転換しています。文部科学省の令和 8 年度概算要求には、夜間中学校の体制整備のための定数措置の新設、つまり、教員の配置を増やすことが盛り込まれています。

本市では、新修豊中市史第 11 巻の記載によりますと、1973 年、昭和 48 年 11 月、3,500 人の署名を受け、当時の下村輝雄市長が夜間学級設置を公約、翌昭和 49 年 12 月、豊中市議会（臨時）は、中学校夜間学級を市立第四中学校に設置することを決定、その予算を承認したとあります。

そこで、教育委員会にお尋ねします。50 周年を迎え、設置当時の状況と近年の状況について教えてください。

○教育政策監（中尾栄一） 現在、全国には 61 校の公立中学校夜間学級があり、そのうち府内には 8 市 11 校の中学校夜間学級が設置されております。そのような中におきまして、豊中市立第四中学校夜間学級は、昭和 50 年（1975 年）に設置されましたが、当初は生徒数 7 名からスタートし、主として経済的な理由から義務教育を修了していない方が生徒として通っておられました。現在もそういった方もおられますが、外国から渡日してきた方々も通っておられ、義務教育段階に相当する教科学習や社会生活を送るために必要な基礎的な知識の習得をはじめ、何より他者とのつながりを大切にしながら、日々、意欲的に学んでおられます。

○井上弘美 開校当時も今も、北摂唯一の夜間学級です。現在の生徒数と在住市町村について教えてください。また、豊中の夜間学級の情報を得られない方も多いと思います。周知活動についても教えてください。

○教育政策監（中尾栄一） 令和 7 年（2025 年）5 月 1 日時点の在籍者数は 66 名で、在住市町村は豊中市のほか、大阪市、吹田市、高槻市、池田市、箕面市、兵庫県伊丹市などでございます。

これまで、「広報とよなか」や市のホームページへの掲載、市内の公共施設へのポス

ター掲示のほか、市内の公共施設等で年間５回程度、作品展を実施し、中学校夜間学級の生徒の学習活動状況を市民に発信しております。また、今年度、50周年行事が行われたことから、今後にはなりますが、公式SNS等で、その様子を発信していきたいと考えております。

○井上弘美 2020年実施の国勢調査では、義務教育を終えていない人が大阪府では4万2,339人、豊中市で1,377人と公表されています。読み書きを学んでいない方が、国勢調査に答えているかを想像すると、潜在数はもっと多いかと思います。そういった方には情報に触れる機会も少ないと思われます。さらなる周知をお願いいたします。

長内市長、それから岩元教育長も先日開催された、第四中学校夜間学級開設50周年記念の集いに参加されました。夜間中学生の皆さんが学ぶ姿や語る言葉などから、豊中市に夜間中学が存在する意義を改めてどのようにお感じになったでしょうか。本市のこれまでの夜間中学生支援や今後の取組についても併せてお聞かせください。

○教育長（岩元義継） 学びたくても学べないという人を生み出すことなく、全ての人に教育を受ける権利を保障し、安心して学べるようにすることが重要であると考えています。夜間学級の生徒に対しては、これまで就学援助制度をはじめ、保護者負担費の無償化などにより、経済面の支援を強化してきたところです。

今年、50周年を迎えました第四中学校夜間学級は、何らかの理由により、小学校、中学校を卒業できなかった人に義務教育を保障する場として、これまで歩みを進めてまいりました。中には高齢になってから、夜間学級に入学し、初めて学校生活を体験したという方もおられます。仲間とともに学ぶことの喜びや楽しさを実感しておられ、私は学ぶということの本質がそこにあると感じています。

先ほど、事務局より答弁申し上げましたとおり、時代とともに通う生徒の特性は変化していますが、必要とされる人がいる限り、本夜間学級はそのニーズにしっかりと向き合い、対応していくことが使命であると考えています。今後におきましても、経済的支援を含む多面的な取組により、第2期豊中市教育振興計画に掲げる、生涯を通した学びの機会の充実につなげてまいります。

○井上弘美 ありがとうございました。周年行事の際の祝辞で、教育長からも夜間学級はなくさないとお強い言葉がありました。生涯を通した学びの機会の充実が推進されますよう、よろしくお願いいたします。

最後に、夜間学級は交流活動も盛んとお聞きしています。どのような活動をされているのでしょうか。

○教育政策監（中尾栄一） 小学生や昼の中学生に、夜間学級の生徒の皆さんが自ら

のことを語る場などを設け、交流活動を継続して、実施しております。交流では、自らの人生や夜間学級に出会うまでのこと、夜間学級での日々の学び合いなど語ってられます。また、小・中学生からの質問にも答え、そういった小・中学生から届くお礼の手紙は、夜間学級の生徒の皆さんにとってかけがえのない貴重なものとなっていると聞いております。

○井上弘美 長い人生での苦難や、ようやくたどり着いた学ぶ喜びを語る姿に、小・中学生の心も大きく揺さぶられ、お手紙という形で届くのでしょうか。答弁、ありがとうございました。北摂唯一の夜間学級として、その理念を維持し、推進してこられた関係各位に敬意を表します。

義務教育は、全ての人に保障されており、夜間中学は本来あってはならない学校、しかし、その時々々の社会や教育の状況を反映し、変遷しながら存在する社会の鏡であり、なくてはならない学校です。学べなかった悔しさ、悲しさは人生においてずっと付きまとうからです。

2015 年には、中学校を卒業していても、不登校などで実質的には学べていない形式卒業の人の入学も認められました。学校へ通えなかったという心の重荷を下ろし、学ぶ意欲を取り戻し、中には進学を目指す方もいます。

渡日の方の国籍は、今年度の学校の案内によると 10 か国とのこと。大阪府下では、40 か国に上ると聞き及んでいます。日本の義務教育に相当する学習やクラスメートとの交流を通じ、地域で暮らす力をつけていらっしゃいます。

夜間学級がない自治体でも、それぞれ様々な学びの場を設置されていることと思います。民間のスクールや通信で学ぶ手段と多様化しています。そんな中だからこそ、夜間中学の意義を再確認し、守り、時代の課題に向き合う学校であることにこだわり続ける豊中市であってほしいと願います。この質問は、以上です。

少人数学級について質問します。小学校では 35 人学級が実現していますが、支援学級在籍の子どもを含めると 35 人を超える状況があります。公立小・中学校、義務教育学校の現状についてお聞かせください。

○教育委員会事務局理事（堤 昌子） 令和 6 年度（2024 年度）、支援学級在籍児童生徒を含めて、小学校及び義務教育学校前期課程において 35 人を超える学級は延べ 42 の学年、24 校となっており、中学校及び義務教育学校後期課程において 40 人を超える学級は延べ 11 の学年、9 校となっております。

○井上弘美 計算上ですが、令和 7 年 5 月の各小学校児童数を学級数で割ると、36 人クラスが 19、37 人が 7、38 人が 8、39 人が 4、合計 38 学級が 35 人を超えると思われます。

ご答弁いただいた令和6年の状況と併せ、支援学級在籍の児童生徒を含めた小学校での1クラス35人以下の教育環境を整えていくことについて、市の見解をお聞かせください。

○教育委員会事務局理事（堤 昌子） 小学校35人学級につきましては、この間、段階的に取り組んでまいりましたが、令和7年度（2025年度）をもって全ての学年において完了したところでございます。

また、教職員配置に関しましては、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律に定められた基準に従い、適正に配置するとともに、支援教育サポーターの配置を行うなど、教育環境の充実に努めているところでございます。

○井上弘美 数年前までは、豊中市独自の教職員配置による課題別学級編制を行うことで、35人を超える学級について分割し、少人数学級を実現していました。国の方針で、小学校全学年35人学級編制が実現した中で、35人を超える学級が残される現状は逆行と感じます。改めて、教育委員会の考えをお聞かせください。

○教育委員会事務局理事（堤 昌子） 学級編制につきましては、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律に定められた基準に従い、適正に配置することとなりますが、今後も引き続き、学級の児童生徒の実態に応じて、個別の配慮など丁寧に対応してまいりたいと考えております。

○井上弘美 ありがとうございます。意見です。支援学級在籍の子どもも通常学級で学ぶことが当たり前としている本市で、それがゆえに、35人を超えるクラスが生じることは改善を検討すべきと考えます。障害・外国籍など支援が必要な子どもへの対応については、配慮・対応されており評価するところです。しかし、クラスづくりという観点において35人を上限とするのであれば、多様な子どもたちも含めて、達成されるべきと考えます。39人ともなれば、担任の教員の負担増もあるでしょう。市の独自加配による少人数学級拡大で、全てのクラスの35人学級実現を要望します。

あわせて、この際、提案いたしますが、教員の市独自採用が厳しいこの現状で、豊中の学校で教員を務める魅力についてもっと発信されてはいかがでしょうか。多様な子どもたちが同じクラスで学び、夜間学級もある。豊中での教職は他市にない魅力的な仕事であると思います。私の質問は、以上です。